

情報通信審議会情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会
安全・信頼性検討作業班（第 26 回）議事要旨

1 日時

平成 24 年 9 月 26 日（水）17 時 00 分～17 時 50 分

2 場所

総務省 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

相田 仁（主任）、安積 雅人、印南 鉄也、浦沢 俊之（代理：中西 廉）、大久保 明、大高 利夫、大山 真澄、岡田 利幸、尾形 わかは、加藤 潤、岸原 孝昌、木村 孝、佐田 昌博、柴田 克彦、竹末 明弘、西川 嘉之、原井 洋明、福岡 克記、藤岡 雅宣、松本 隆、三膳 孝通、持麿 裕之、矢入 郁子、山下 武志、吉田 治生

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

杉野 勲、飯倉 主税、根本 朋生、村田 光由

4 議事

○ 資料安作 26-1 に基づき事務局より第 25 回の議事要旨案の確認。

○ 資料安作 26-2 及び 26-3 について事務局より説明。

- 資料安作 26-2 の P4 のソフトバンクテレコム/モバイルのフィルタリングサービス等に対する意見の中段に、「民間の自主的取り組みを国が注視するという位置づけで遂行している取り組みであり、…帯域制御との整合性も考慮するべき」と記載されているが、資料安作 26-3 の P35 にもあるとおり、少なくともフィルタリングサービスについては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の第 17 条により義務付けられているので、自主的取り組みとは言えないと思われる。ブロッキングについては、確かに自主的取り組みではあるのだが、日本の主要プロバイダ事業者のほとんどが一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会（ICSA）に参加しており、事実上ほぼ全てのプロバイダ事業者がブロッキング機能を導入または導入準備をしているところである。フィルタリングサービス等は通信設備にも関係するものなので、ガイドライン内に記載されていることは望ましいと考える。また、帯域制御については、ネットワークの安定的運用のために事象者が自主的に行っているものであり、フィルタリングサービス等とは性質が異なる。
- ご指摘いただいた件については、承知している。ソフトバンクでもフィルタリングサービス等には取り組んでおり、また設備も既に機能を具備している。ガイドラインの該当箇所に記載することについて疑問を感じたため意見を提出したもの

であるが、事務局の回答等を踏まえて現状のままとすることに異論はない。

- CIAJが提出している2意見について、事務局から小規模な事業者を対象外とする必要はないという旨の回答を得たが、小規模なネットワークに対して津波対策を義務として当てはめると、極端な解釈をすると、沿岸部の1階のオフィスは使えないということになりかねない。何かしら表現を変える必要があるのではないか。
- 資料安作 26-2 の P10 の表 1. 2. 1-2 の d. ユーザネットワークの主な適用事業者に「企業内 LAN を設置する者のネットワーク」と記載されているが、その前に、「大規模な」や「基幹的な」等の文言を追加するのはどうか。文言等については事務局と相談したい。
- 資料安作 26-2 の P5 に「報告書の第3章は技術基準に反映すべき事項を記述しているので、アプリ開発事業者等との協力体制について記載するのは適切ではない」旨が記載されているが、そうであれば別の箇所に記載する方法も考えられるが何か適切なものはないか。
- どこに記載するかについて具体的な案は今のところ持ち合わせていないが、構成員意見にもあるとおり、何かしらに記載すべき事項であると考えている。
- 資料安作 26-3 の P64 の(5)ウにコンテンツ等の提供を受ける際の保全・運用体制について記載されている。これは垂直統合時代のものであると考えるが、現時点での要望は、電気通信事業法がコンテンツ事業者に関与できない部分をどうにかして欲しいというものであると考える。よって、P71 の(6)「事業者間の情報共有」を今回追加しているが、例えば、その次にコンテンツ事業者との協力という項目を追加することはできるかもしれないと考えている。
- 事業者間の情報共有というのはタイトルが異なるのではないか。
- その通りである。例えば、ア「事業者間の情報共有」とし、イ「コンテンツ事業者との情報共有」と追加するというものが例として考えられる。しかし、規定化したとしても実効性の面でどうかという点はある。
- 「○」(実施が望ましい) くらいになるのが適当か。
- このような趣旨を記載すべきという意見は幅広く提出されているので、事業者具体的な規律がかかるかどうかは別として、ひとまずガイドラインに記載するというのもありなのではないか。具体的な対策方法は今後の課題とするという方法も考えられる。
- アプリケーションがバーストラフィックを誘発するため、規制をしようという議論に短絡的になると問題があると思われる。コンテンツ製作者は、良いコンテンツにしようと考えて開発を行っており、規制を受けてしまうとコンテンツ制作の自由度が低くなってしまいうので避けてほしい。一方で意図せずに信号等を発信し、ネットワーク全体を不安定にすることも望ましくないので、コンテンツの制作段階で知識や工夫により意図しない信号等を回避することができるのであれば、業界団体として周知をしたいと考えている。いきなり規制するのではなく、まず

は、アプリケーションがネットワークに影響を与えているという事実を情報提供してもらえれば改善していくのではないかと考える。

- この件については、複数の意見をもらったので、P71の最後に制御信号を抑制するアプリケーションの開発方法をコンテンツ事業者と情報共有を行う旨を記載する等のなんかしらの形で、反映していきたいと考える。文言等は検討した上で、IPネットワーク設備委員会へ提出する前に、一度、構成員各位へ照会したい。具体的な対策方法については今後の課題になると思われる。
 - P64の(6)ウについてだが、モバイルインターネットサービスに限定がされているが、P71(5)についてはモバイルインターネットに限定する必要がないため文言を削除する旨が記載されている。このあたりの整合性はとれているのか。(6)ウについてもモバイルインターネットに限定する必要がないように思われる。
 - 整合性については改めて確認をする。
 - 本日欠席の国民生活センターの小林構成員から以下のような旨コメントを頂いている。
“電気通信設備の災害対策に関する情報の公表については、消費者の立場を踏まえ、深い議論をしていただいたことに感謝している。今後、公表された情報を消費者が積極的に活用できるように、国民生活センターとしては本報告書の内容等を消費者に周知していくように努めたい。”
 - P26において、特定の企業名等が記載されているが問題ないか。
 - 敢えて例示する内容ではないと思われるので訂正したい。
 - 本日頂いた意見については、主任と事務局で相談の上で修正を行い、10月5日のIPネットワーク設備委員会への報告前に構成員各位へ照会したい。また、その他追加意見については、パブコメ実施後の提出意見と合わせて、検討及び必要に応じた修正を行いたいと考えている。
- 資料安作 26-4 に基づいて今後のスケジュールを事務局より説明。

以上